

論文審査結果の要旨

氏名 藤崎 衛

本論文は、13世紀の教皇庁の統治組織と役人の全体像を描き出そうとしたものである。全五部構成のうち、第一部では、教皇庁の成立過程を概観し、13世紀教皇庁の時代背景と研究史を検討している。第二部では、13世紀教皇庁の統治に関する諸部局（教皇官房、教皇文書局、教皇庁裁判所、内赦院、慈善施設）を詳細に検討し、その実態を明らかにしている。第三部では、13世紀の教皇を取りまく側近たち（カペッラーヌス、侍従、近習、教皇付騎士、使用人、運送官、守衛）を網羅的に精査し、教皇の家政機関（厨房、パン焼き所、酒蔵、厩舎）の機能を明らかにしている。さらに第四部では、教皇庁と密接な関係を有する教皇庁付属大学と聖歌隊を検討し、最後の第五部では、当時において教皇役人(*officiales*)と教皇家人(*familiars*)の区別が曖昧であったこと、12世紀まで都市ローマと地理的に強く結び付いていた教皇庁が、13世紀にはローマ不在期間の長期化により都市ローマとの結びつきを弱め、「教皇のいますところにローマあり(*Ubi papa, ibi Roma*)」という言い回しを生んだことを確認している。

本論文の最大の長所は、膨大な量のラテン語史料を詳細に検討し、13世紀教皇庁の統治組織と役人の実態を明らかにした点である。その徹底的な史料調査と包括的な情報収集は従来の研究を圧倒するものであり、史料の検討から導き出された結論は、従来の研究を修正する点を数多く含んでいる。現時点で、13世紀教皇庁組織に関する最も信頼できる研究ということができる。審査委員会においては、当研究のもつ意味を明確化するために研究史の部分を一層充実させて欲しいこと、13世紀教皇庁統治組織の特徴を明確化するために同時代の世俗君主宮廷との比較を行って欲しいことが指摘されたが、種々のラテン語一次史料に基づいてなされた議論はきわめて水準の高いものであり、博士論文として十分満足できるものである。

よって審査委員会は、本論文が博士（文学）の学位に値するとの結論に達した。